



平成 21 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 協和医科器械株式会社
代表者名 代表取締役社長 池谷保彦
(JASDAQ コード番号: 3052)
問合せ先 取締役経営管理本部長 柴田英治
(TEL: 054-345-8144)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 5 月 1 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除および他所要の変更を行うものであります。
- (2) 平成 21 年 4 月 13 日付『「単独株式移転方式による持株会社設立」に係る株式移転計画書の作成について』にて公表しましたとおり、同臨時株主総会決議により「株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決され、株式移転の効力が発生しますと、当社は協和医科ホールディングス株式会社の完全子会社になります。現在、当社では株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、現行定款第 11 条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、株式移転効力発生後は、当社の株主は協和医科ホールディングス株式会社の 1 社になり、その必要性を失うことから当該規定を削除するものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴い、語句の修正、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 ～ 第7条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2.当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第11条 <u>当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2.前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第1条 ～ 第7条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第13条</u> 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第14条</u> ～ <u>第49条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第12条</u> ～ <u>第47条</u> (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第 1 条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成 21 年 5 月 1 日
定款効力発生日 (予定) 平成 21 年 7 月 1 日

以 上